

第152回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2022年12月26日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

○松岡計画課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第152回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。

事務局を務めさせていただきます、環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

何か不具合がございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いでございますが、会議中は、常にミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。また、カメラにつきましては通信状況の悪化を防止する観点からカメラを切った状態にしていただければと思います。

御発言になる場合には、Zoomの「挙手機能」の「手を挙げる」を使用してお知らせください。その際、カメラをオンにしてお待ちいただけると助かります。

会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

さて、会議に先立ちまして、新たに本審議会の委員に御就任いただいた方を事務局より御紹介させていただきます。

お手元の第25期委員名簿に☆印を記載してございます。事務局から御紹介をさせていただきます。

田中勝彦委員は、本日は御欠席ということで、代理でヤギ様に御出席いただいております。

○八木様 八木でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 それから、浜中のりかた委員は、まだお見えになっていないようでございます。

原純子委員は、先ほど、御欠席という御連絡をいただいております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、委員、臨時委員38名中32名の方に御出席をいただいておりますので、規定により

会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

名簿の順番に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら「ビデオ開始」に
していただき、「ミュート解除」してお返事いただきますようお願いいたします。

荒井委員。

○荒井委員 荒井でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

石井委員。

○石井会長 石井です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いします。

板寺委員。

○板寺委員 板寺と申します。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

井本委員。

○井本委員 井本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

木川田委員。

○木川田委員 木川田です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

窪田委員。

○窪田委員 窪田です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

佐伯委員。

○佐伯委員 今日はよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

高橋委員。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

田島委員。

○田島委員 田島です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

田尻委員。

○田尻委員 田尻です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

田中委員は御欠席ということで、代わりに八木様が御出席されていると。

○八木様 よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

それから、益子委員。

○益子委員 益子でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

安川委員。

○安川委員 安川でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

山崎靖代委員。

○山崎（靖）委員 山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

浜中委員は、まだお見えになっていないようでございます。

それから、森村委員。

○森村委員 森村です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

古城委員。

○古城委員 古城でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

関口委員。

○関口委員 よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

保坂委員。

○保坂委員 よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

それから、師岡委員。

○師岡委員 師岡でございます。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

石川委員。

○石川委員 石川です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

芳賀委員。

○芳賀委員 芳賀でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

細野委員。

○細野委員 細野です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

渡辺委員。

○渡辺委員 渡辺です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

相原委員。

○相原委員 相原と申します。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

石田委員。

○石田委員 石田です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

一ノ瀬委員。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

小林達明委員。

○小林（達）委員 小林です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

下村委員。

○下村委員 下村です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくをお願いいたします。

須田委員。

○須田委員 須田です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくをお願いいたします。

竹下委員。

○竹下委員 竹下です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくをお願いいたします。

八尾委員。

○八尾委員 八尾でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくをお願いいたします。

山中委員。

○山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

環境局長の栗岡でございます。

○栗岡環境局長 よろしくをお願いいたします。

○松岡計画課長 自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 生物多様性担当部長の小林でございます。

○小林生物多様性担当部長 小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 緑環境課長の茂野でございます。

○茂野緑環境課長 茂野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 水環境課長の清野でございます。

○清野水環境課長 清野です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 緑施策推進担当課長の青山でございます。

○青山緑施策推進担当課長 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 生物多様性戦略推進担当課長の大野でございます。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 大野でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 森林再生担当課長の佐藤でございます。

○佐藤森林再生担当課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 自然公園担当課長の三浦はですね。

○三浦自然公園担当課長 自然公園担当課長の三浦です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 失礼いたしました。

多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤多摩環境事務所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

多摩環境事務所自然環境課長の上中でございます。

○上中自然環境課長 上中でございます。よろしくお願いします。

○松岡計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の申出がありウェブで傍聴されますのでお知らせいたします。

それでは、石井会長、審議会の開会をお願いいたします。

○石井会長 皆さん、こんにちは。

それでは、第152回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたと思います。

事務局は傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

○石井会長 初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は、「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として、設置されたものでありますので、本日の審議に当たりまして、「自然の保護と回復を図る」という観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局より資料の確認をお願いします。

○松岡計画課長 承知いたしました。

事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1は、温泉関係の資料になります。

資料１－１が「羽村市羽の温泉動力の装置についての申請概要」。

資料１－２が「杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置についての申請概要」。

資料１－３が「江東区常盤の温泉動力の装置についての申請概要」。

資料１－４が「八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）の温泉掘削についての申請概要」。

資料１－５が、同じく（NOE-3B）の温泉掘削についての申請概要。

資料１－６が、（NOE-3C）の温泉掘削についての申請概要。

資料１－７が、（NOE-6A）の温泉掘削についての申請概要でございます。

それから、資料１－８が「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」。

参考資料１－１、１－２、１－３が「東京都における温泉の審査基準等に関する資料」となります。

続きまして、資料２が「生物多様性地域戦略の改定について」に関する資料でございます。

資料２－１が「生物多様性地域戦略の改定について（答申（案））」。

資料２－２が「生物多様性地域戦略の改定について（答申（案））（概要）」。

資料２－３が「『生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）』に関する意見公募結果等について」。

資料２－４が「生物多様性地域戦略改定に係るこれまで及び今後のスケジュール」。

参考資料として、２－１、２－２、２－３をつけてございます。

最後に、資料３が「保全地域の保全・活用プランの策定について」に関する資料でございます。

資料３－１が「保全地域の保全・活用プラン（答申（案））」。

資料３－２が「保全地域の保全・活用プラン（答申（案））（概要）」。

資料３－３が「『保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）』に関する意見公募結果等について」。

資料３－４が「保全地域の保全・活用プランに係るこれまで及び今後のスケジュール」。

参考資料として３－１、３－２をつけてございます。

この他、「会議次第」と「委員名簿」となります。

それから、傍聴者の皆様には、資料を都のホームページから閲覧いただけるようにしてございます。ホームページのURLは、先日メールでお知らせしておりますので、そちらを御確認ください。

資料の説明は以上となります。

○石井会長 それでは、これより議事に入ります。

まずは、諮問第477号から第483号までの温泉部会の案件について審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いします。

○清野水環境課長 水環境課長の清野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉掘削が4件、温泉動力の装置が3件の合計7件でございます。

御説明の流れとしましては、まず、事務局よりお手元の資料1－1から1－7の申請概要を、7件一括して御説明させていただきます。その後、益子温泉部会長より資料1－8「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」、7件一括して御説明いただきます。

それでは、資料1－1を御覧ください。「諮問第477号 羽村市羽の温泉動力の装置について」を御説明いたします。

申請者は西多摩衛生組合、目的は温浴施設内の浴用に供給すること、申請地は羽村市羽地内でございます。当温泉の掘削につきましては令和3年2月1日付で許可され、工事は令和4年6月21日に完了しております。温泉井戸の概要としましては、深さ1,800メートル、泉温は36.3度、泉質名はアルカリ性単純温泉です。申請する動力は、出力13キロワット、吐出口断面積19.63平方センチメートル、吐出量は毎分104リットルです。揚湯量は、日量98.5立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有の土地です。周辺の概況としては、既存温浴施設に隣接し、周辺は住宅や学校等が立地しています。周辺1キロメートル以内の状況については、資料2ページ目の図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。半径1キロメートルの範囲において、既存源泉はございません。水道水源井戸等配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。資料1－2を御覧ください。「諮問第478号 杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について」御説明いたします。

申請者は有限会社かわさき興業、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は杉並区阿佐谷北地内でございます。当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきまし

たが、泉質を分析したところ、温泉に該当したため、今回、温泉動力の装置について申請するものです。温泉井戸の概要としましては、深さ75メートル、泉温は15.8度、泉質名はありませんが、メタけい酸の項により温泉に適合しています。申請する動力は、出力5.5キロワット、吐出口断面積19.625平方センチメートル、吐出量は毎分420リットルです。揚湯量は、日量30.92立方メートルを予定しています。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。申請地の概況としては、マンションや住宅が立地しており、温泉井戸の周辺は、次のページの③のとおりです。また、周辺1キロメートル以内の状況については、図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。半径1キロメートルの範囲において、既存源泉はございません。水道水源井戸等配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。資料1－3を御覧ください。「諮問第479号 江東区常盤の温泉動力の装置について」御説明いたします。

申請者は有限会社山の湯、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は江東区常盤地内でございます。当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用していましたが、昭和50年頃に、水位低下により使用を休止しました。その後、水位が回復し、泉質を分析したところ、温泉に該当したため、今回、新たに設置する露天風呂用の温泉として動力の装置について申請するものです。温泉井戸の概要としましては、深さ49.5メートル、泉温は17.4度、泉質名はナトリウム－塩化物冷鉱泉です。申請する動力は、出力1.5キロワット、吐出口断面積6平方センチメートル、吐出量は毎分75リットルです。揚湯量は、日量36.7立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。申請地の概況としては、マンションや住宅が立地しており、温泉井戸の周辺は、次のページの③のとおりです。また、周辺1キロメートル以内の状況については、図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。半径1キロメートルの範囲において、既存源泉はございません。水道水源井戸等配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。諮問第480号、481号、482号、483号、八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）（NOE-3B）（NOE-3C）（NOE-6A）の温泉掘削についての申請概要資料の説明に入る前に、本件は地熱発電での利用を目的とした温泉井戸の掘削となりますので、まず、一般的な地熱発

電の仕組みについて御説明させていただきます。

地熱発電では、地下の熱エネルギーを利用して発電を行います。地上で降った雨が地下深部に浸透し、マグマ等によって200度以上にまで加熱され、地下深いところに地熱水の貯留層を形成します。地上からこの地熱貯留層まで井戸を掘ると、蒸気混じりの熱水が噴出します。この井戸を生産井といいます。

本申請は、生産井の掘削に関するものです。生産井から地上に取り出した蒸気や熱水のうち、発電に用いる蒸気を熱水と分離して、蒸気のみをタービンに送り、発電します。

次に、八丈町の地熱発電利用事業について御説明させていただきます。

八丈島においては、平成11年から東京電力が地熱発電事業を行っており、島の最大電力需要の約30%を賄う発電能力を有していました。この東京電力の地熱発電施設が更新時期を迎えました。

一方、八丈町では、まちづくりの指針となる八丈町基本構想の中で「クリーンアイランドを目指す町」を掲げ、再生可能エネルギーの活用に取り組んでいます。平成26年には八丈町地域再生可能エネルギー基本条例を制定いたしました。地熱の利活用を拡大するため、八丈島地熱発電利用事業を、町の施策として取り組むこととし、東京電力の地熱発電所の敷地に新たな地熱発電事業をプロポーザル方式により公募いたしました。そして、八丈町と協力しながら島内の地熱を活用する事業を実施する事業者としてオリックス株式会社を選定しました。八丈町とオリックスは、平成29年3月9日に八丈島地熱発電利用事業に関する協定を締結し、事業を進めています。

本件は、令和2年度及び令和3年度の自然環境保全審議会において、生産井の掘削申請について、許可相当との答申をいただいた案件と同じ場所での申請です。噴気試験の結果、掘削した生産井の能力が不十分であったことから、オリックスの事業実施会社であるORジオ八丈島株式会社から追加で掘削申請が行われました。

それでは、「諮問第480号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）の温泉掘削について」の申請概要の説明に入らせていただきます。資料1－4を御覧ください。

申請者はORジオ八丈島株式会社、目的は地熱発電用に産業利用すること、申請地は八丈島八丈町中之郷地内でございます。工事内容は、湧出路の口径が220.5ミリメートルから215.9ミリメートル、深さ1,120メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,200メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設における発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定

されており、産出量は1時間当たり32.6トンを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。周辺の概況といたしましては、平成31年度に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。令和4年に掘削完了しましたNOE-3の噴気試験を実施しましたところ、蒸気噴出量が十分でなかったことから、途中の深度まで埋め戻し、方向、角度を変えて傾斜掘削する申請です。

また、周辺1キロメートル以内の状況については、次のページの図2を御覧ください。本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、湧水を青の丸、半径1キロメートルの範囲を赤の円、半径1.5キロメートルの範囲を青の円で示しております。既存源泉が同敷地内にありますが、こちらは令和4年度に掘削完了したNOE-3、NOE-4の井戸となります。

図3を御覧ください。赤の星が既存のNOE-3であり、本申請の掘削地点でもあります。赤の四角が既存のNOE-4、黄色の星が掘削許可済みであるNOE-6になります。水道水源井戸等特別に配慮を要する井戸はございません。半径1キロメートルの範囲内に湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

続きまして、「諮問第481号 八丈島八丈町中之郷 (NOE-3B) の温泉掘削について」及び「諮問第482号 八丈島八丈町中之郷 (NOE-3C) の温泉掘削について」御説明いたします。資料は、1-5及び1-6になります。

本掘削は、先ほど説明した諮問第480号と同じ地点における掘削の申請で、NOE-3を途中の深度まで埋め戻した後、NOE-3Aとそれぞれ別の方向、角度へ傾斜掘削する申請です。申請者、目的、申請地、湧出路の口径、深度、施工方法、利用計画、周辺の状況は、諮問第480号と同様でございます。

諮問第481号及び諮問第482号の概要についての説明は以上でございます。

続きまして、資料1-7を御覧ください。「諮問第483号 八丈島八丈町中之郷 (NOE-6A) の温泉掘削について」説明をいたします。

本掘削は、諮問第480号から第482号と同じ敷地内における掘削の申請で、申請者、目的、申請地、利用計画は先ほどと同様です。掘削工事の内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル、湧出路の深さが1,270メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,300メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

申請地周辺の状況でございますが、先ほど御説明した諮問第480号のNOE-3Aなどから約10メートル離れた地点での掘削申請であり、昨年度、掘削許可を得ておりますNOE-6の途中の深

度から方向、角度を変えて傾斜掘削する申請です。

資料１－７の２ページの図３を御覧ください。先ほどの説明のとおり、本申請地点を星で示しております。既存源泉が同敷地内にありますが、こちらは令和４年に掘削完了したNOE-3、NOE-4の井戸となります。水道水源井戸等特別に配慮を要する井戸はございません。半径１キロメートルの範囲内に湧水もございません。

諮問第483号の概要についての説明は以上でございます。

以上、今回御審議いただく７件の諮問案件について、まとめて御説明させていただきました。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、益子温泉部会長から御報告をお願いいたします。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします諮問第477号から第483号の７件については、令和４年11月18日の第４回温泉部会において審議を行いました。私からは、資料１－８の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明をいたします。

まず、温泉法の許可基準について御説明いたします。温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聴くこととしております。温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度、または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるときのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち、温泉の湧出量、温度、または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと、この２つの許可基準について審査基準を２つ設けております。

１つ目の審査基準について、参考資料１－１を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

２つ目の審査基準について、参考資料１－２を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び一日の揚湯量の上限を定めております。23区の低地部においては、吐出口断面積を６平方センチメートル以下、及び、一日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては、吐出口断面積を21平方センチメートル以

下、及び、一日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料1－3を御覧ください。これは、温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、資料1－8、1ページ目の上段を御覧ください。【諮問第477号 羽村市羽の温泉動力の装置について】、温泉動力の装置許可基準の適合状況及び温泉部会における審議の内容について御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況について御説明をいたします。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当該温泉の深度は1,800メートルのため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、周囲1,000メートル以内に既存源泉は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準については、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

次に、2、温泉部会における審議内容につきましては、揚湯試験における水位降下が比較的大きいことから、水位が低下し続けないように注意すること。長期的にモニタリングをしっかりと行い、必要以上の揚湯を行わないことなどの意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、羽村市羽における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料1－8の下段を御覧ください。【諮問第478号 杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について】、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1つ目、許可基準の適合状況について御説明いたします。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当該温泉の深度は75メートルのため、制限距離は200メートルになります。周囲200メートルに既存源泉は存在せず、

基準に適合していることを確認いたしました。

(2) の温泉動力の装置の許可に係る審査基準については、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3) の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

2つ目の温泉部会における審議内容については、揚湯量について、1日1回は測定することが望ましい。メタけい酸について、数年に1度は分析を行って確認することが望ましいなどの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、杉並区阿佐谷北における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

次に、資料1－8、2ページ目の上段を御覧ください。【諮問第479号 江東区常盤の温泉動力の装置について】、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況についてでございますが、(1) の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当該温泉の深度は49.5メートルのため、制限距離は200メートルになります。周囲200メートル以内に既存源泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

(2) の温泉動力の装置の許可に係る審査基準については、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3) の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は許可に適合していることを確認いたしました。

次に、2番目の温泉部会における審議内容についてです。療養泉であるが、揚湯により今後成分が変わってくることも考えられることから、電気伝導率を測定することが望ましい。揚湯量、水温、水位について測定頻度を上げることが望ましい。こういった意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上から、温泉部会では、江東区常盤における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続いて、資料1－8の2ページ目下段、3ページ、4ページを御覧ください。諮問第480号、八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）、諮問第481号で同地番でございます（NOE-3B）、諮問第

482号で同じく（NOE-3C）及び諮問第483号で同じく（NOE-6A）の4件の温泉掘削につきましては、同一敷地での同一目的のための掘削であって、温泉部会におきましても4件まとめて審議を行いましたので、温泉掘削許可基準の適合状況などをまとめて御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして御説明をいたします。

（1）の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当該申請は指定地域外であるため、制限距離等の基準は適用されません。

（2）の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

（3）の温泉法に定める可燃性ガス対策を行うことについては、温泉掘削においては、温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、2、温泉部会における審議内容についてですが、本件は、東京電力が近年まで同程度の規模で地熱発電を行っていた場所で既に実績があること、また、これまでも同じ場所で生産井の掘削をしていることから、本掘削申請に問題はないと考えられます。その上で、複数の掘削を計画していることから、全体スケジュールについて、安全、安心に留意し、許可期限内で無理のない施工を行うこと。温泉モニタリングについて、八丈町や関係者と連携して着実に行うとともに、今後のモニタリング結果に留意することなどの意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、諮問第480号、八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）、同じく諮問第481号、同じ地番でございますが（NOE-3B）、同じく諮問第482号の（NOE-3C）、さらに諮問第483号の（NOE-6A）、この4件の温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

以上で私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○石井会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、温泉部会長からの部会報告を踏まえ、審議をお願いいたします。発言のある方はZoomの機能で挙手をお願いいたします。

こちらにつきましては、御質問、御意見をまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにさせていただきます。

それでは、何か御意見はございますでしょうか。

それでは、保坂委員、お願いします。

○保坂委員 ちょっと質問です。479号の江東区のケースなのですが、事務局の説明によると、以前、くみ上げていて、地盤沈下によって停止したと。水位が回復してきたことから、今回、くみ上げることにしてというくだりの説明がありました。この水位が回復してきたのはいつ頃かという質問と、それにちょっと関連して、世田谷区でも震災時などの緊急災害時に、深井戸のシステムを区内に複数設置して、くみ上げて、これをろ過して飲料にするといった配置をしているのですが、この際にやはり、比較的東京の東部の地盤沈下の影響ということとかなり厳しい規制があると思います。その辺りは水量が回復してきたということで見直されているのか。この温泉そのもののこととはちょっと外れますけれども、関連して伺えたらと思います。

以上です。

○石井会長 それでは、そのほかにはよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほう、御回答をお願いしたいと思います。

○清野水環境課長 事務局でございます。

この辺の近くの井戸の状況ということで、水位等の状況でございますけれども、昭和50年代ぐらいから、こちらの銭湯周辺の水位のほうは回復が見られ始めてきているという状況でございます。それから、温泉とは別の地下水の揚水規制ということでございますけれども、こちらはまだ見直しをする状況にはないということで、現在、東京都では、地下水の実態把握という大学との研究を進めております。そちらの研究の状況等を見ながら揚水規制の見直しをしていくことになりますので、今はそのような状況にないということでございます。

以上でございます。

○保坂委員 よろしいですか。

○石井会長 お願いします。

○保坂委員 今の説明でちょっと分からなかったのは、昭和50年ぐらいに地下水位が回復していたのだと。そうすると、50年近く回復していたのに使わなかったけれども、今回たまたま使おうとしたら温泉の泉質であることが判明したということなののでしょうか。

○清野水環境課長 御指摘のとおりでございます。地下水位が低下して、そこの井戸では地下水を使わずにいたのですけれども、50年代ぐらいから地下水位が回復し始めたということがございまして、今回、温泉の分析をしたところ、温泉であるということが分かったということでございます。

○石井会長 どうぞ。

○保坂委員 分かりましたけれども、ちょっと地下水位の現状など、23区も含めて東京全体のことで、もう少し的確に情報提供を今後お願いしたいということで、私のほうはこれでいいです。

○石井会長 それでは、そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見はないようですので、ここで、皆様にお諮りいたします。

御異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

「諮問第477号 羽村市羽の温泉動力の装置について」

「諮問第478号 杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について」

「諮問第479号 江東区常盤の温泉動力の装置について」

「諮問第480号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）の温泉掘削について」

「諮問第481号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3B）の温泉掘削について」

「諮問第482号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3C）の温泉掘削について」

「諮問第483号 八丈島八丈町中之郷（NOE-6A）の温泉掘削について」

以上につきましては、本審議会として、温泉部会長の御報告のとおり、「許可相当である」と認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議のある方は「異議あり」の御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に発言がありませんでしたので、

「諮問第477号 羽村市羽の温泉動力の装置について」

「諮問第478号 杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について」

「諮問第479号 江東区常盤の温泉動力の装置について」

「諮問第480号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）の温泉掘削について」

「諮問第481号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3B）の温泉掘削について」

「諮問第482号 八丈島八丈町中之郷（NOE-3C）の温泉掘削について」

「諮問第483号 八丈島八丈町中之郷（NOE-6A）の温泉掘削について」

以上につきまして、本審議会として、「許可相当である」ということで答申いたします。

事後の手続については、事務局でよろしくをお願いします。

○清野水環境課長 ありがとうございます。

○石井会長 それでは、続きまして、「諮問第456号 生物多様性地域戦略の改定について」の答申（案）の審議に入ります。

初めに、計画部会での審議経過につきまして、計画部会長より御報告をお願いします。

○佐伯委員 計画部会長の佐伯です。

私からは、東京都生物多様性地域戦略の改定についての答申（案）に関わる計画部会での審議経過について御報告をさせていただきます。

東京の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、都の生物多様性地域戦略である「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」の改定については、2019年・令和元年12月17日に都知事から当審議会に諮問をいただきました。同日、計画部会に付議されたものです。

検討に当たっては、計画部会の中に、生物多様性に関して専門的な知見を持つ民間の有識者を専門委員に加えた改定検討会を設置いたしまして、将来像と将来目標、その実現に向けた取組の方向性などについて、実に11回にわたって議論を進めてまいりました。途中、新型コロナウイルス感染症の影響によって審議を休止した期間がございましたが、改定検討会では、委員の皆様それぞれの専門的見地から幅広く御意見を頂戴しました。

昨年2021年8月には、地域戦略のたたき台「ゼロドラフト」を公表し、都民や企業とともにつくる将来像を目指してということで、都民意見の募集を行いました。

その後、個人の方や企業、NPO、NGOなど団体の皆様から頂戴した合計119件の御意見などを踏まえまして、将来像実現に向けた2030年目標を盛り込むなど、さらなる検討、議論を積み重ねて、7月25日の本審議会に中間のまとめを報告させていただいたところです。

また、その後実施したパブリックコメントを通じまして、都民、事業者の皆様からも、合計130件の貴重な御意見をいただきました。

こうした意見などを踏まえて、委員の皆様には中間のまとめからさらに踏み込んだ御議論をいただいて、計画部会、改定検討会として一定の結論を得ましたので、本日、答申（案）として報告をさせていただきます。

先日、カナダのモントリオールにて、生物多様性に関する新たな国際的枠組みが提示され、東京都としてもどのような自然を次世代に残していくのかというのを示していく重要な施策かと思います。

今日は、どうぞよろしくお願いします。

○石井会長 ありがとうございました。

続きまして、パブリックコメント等の結果と答申（案）への反映について、事務局から御説明をお願いいたします。

○青山緑施策推進担当課長 自然環境部緑施策推進担当課長の青山でございます。

私から、パブリックコメントの結果及び答申（案）への反映について御説明をいたします。
画面で共有させていただきます。

資料２－３「『東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）』に対する意見公募結果の概要について」を御覧ください。

生物多様性地域戦略の中間のまとめにつきましては、先ほど佐伯部会長からも御報告がありましたが、上段の１にございますとおり、本年の７月26日から８月26日までの約１か月間、パブリックコメントを実施いたしました。個人の方とNGOやNPO、大学、研究機関の方など25名の方から、合計で130件の御意見を頂戴しております。

その下の２、戦略への主な反映事項といたしまして、左の欄にはいただいた主な御意見の要旨、右欄には御意見に対する都の対応というものを表で整理してございます。御覧いただいている表でございますけれども、答申案の本文に反映した御意見のうち、意見数の多かった事項、あと、重要と思われる事項の６項目を抽出いたしまして、反映した主な御意見といたしまして、その要旨を記載しております。

反映した主な御意見の要旨、１番目の項目でございます。こちらは、自然史博物館や生物多様性センターのような情報の収集・保管・発信、連携などの拠点整備に関する御意見でございます。こちらは８件ほどの御意見を頂戴してございます。

御覧いただいております右側の対応でございます。自然環境情報の収集・保管等の拠点整備につきましては、今後の取組の方向性として既に本文のほうに記載しておりますが、今年度より、自然環境デジタルミュージアム構想の実現に向けた検討というものを開始してございますので、答申案の中では、実現を目指すということを追記してございます。

次に、２つ目の項目でございます。都内の野生動植物の継続的な調査の実施に関する御意見でございます。こちらは２件の御意見を頂戴してございます。

右欄の対応でございます。継続的な生き物調査の実施につきましては、今後の取組の方向性として、こちらにつきましても既に本文に記載をしておりました。一方で、都における生き物の基礎的情報につきましては、継続的な調査の実施に加えまして、収集した情報の蓄積というものも課題でありますことから、答申案の中では、情報を蓄積していくことが課題であるということも併せて追記させていただいております。

３番目の項目でございます。人手やノウハウ不足などの課題に対応する自治体同士が連携できるネットワークの構築に関する御意見でございます。こちらは１件いただいております。

ます。

右欄の対応でございます。こちらにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして、答申案には、自治体同士が連携できる仕組みの構築に関する事項を、行政の取組に関する今後の方向性として新たに追記しております。

続きまして、4番目でございます。生物多様性の維持に重要な緑地につきまして、開発対象区域を避け、優先的な保全に努めることに関する御意見でございます。こちらは2件の御意見をいただいております。

右欄の対応でございます。こちらは記載のとおり、行動方針の一つでございます「開発時における生物多様性への配慮及び新たな緑の創出」では、開発に伴う生物多様性への影響を適切に回避、低減するほか、開発時に生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出することを、今後の取組の方向性として既に本文に記載しておりました。一方で、行政の取組に関する文章が分かりにくい点がございましたので、答申案の中では、該当する本文につきまして、より分かりやすい表現、内容となりますよう、文章を一部修正しております。

続きまして、5番目の項目でございます。こちらは、緑化に関しまして、「国内由来の外来種」や同じ種名でも遺伝的に異なる植物の導入は、遺伝子の攪乱など、生物多様性の損失を招く可能性がある。こうしたことに関する御意見でございます。こちらは7件ほど御意見をいただいております。

右欄の対応でございます。こちらにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして、答申案の中では、遺伝子汚染に関する説明、あとは留意事項などを本文に追記しております。なお、東京都では、「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」というもの、あともう一つは、「植栽時における在来種選定ガイドライン」というものを既に策定してございまして、生物多様性に配慮した植栽でありますとか緑地管理の重要性について発信をしているところでございます。

最後に、6番目の項目でございます。こちらは、ノネコによる食害など、伊豆諸島におけるオオミズナギドリの置かれている危機的状況でありますとか、対策の必要性に関する御意見でございます。こちらは10件ほど御意見を頂戴しております。

右欄の対応でございます。こちらにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして、答申案の中では、新たに、オオミズナギドリの減少、あと、被害の状況などをコラムにまとめまして、本文の中に追加してございます。なお、いただきました御意見につきましては、関係する国、あとは地元の自治体と共有をさせていただいております。今後の取組の参考と

させていただく予定でございます。

続きまして、資料の一番下の3の今後の予定でございます。先ほど部会長からも触れられましたけれども、ちょうど先週の12月19日に生物多様性条約の第15回締約国会議が閉幕いたしました。新たな国際目標であります「昆明・モントリオール生物多様性枠組」というものが採択されました。都といたしましては、この新たな国際目標と次期生物多様性国家戦略を踏まえまして、東京都としての生物多様性地域戦略を改定してまいります。

資料2-3の説明は以上でございます。

続けて、資料2-4の説明をさせていただきたいと思います。「東京都生物多様性地域戦略改定に係るこれまで及び今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。

今、画面で共有をさせていただいております。

地域戦略の改定に係る検討につきましては、先ほど佐伯部会長から御報告のとおり、令和元年度の当審議会への諮問から本日まで、11回の改定検討会と、将来像に関します都民意見の募集、また、パブリックコメントを経まして、委員の皆様方には3年の長きにわたり御議論をいただいております。

先ほどの説明と重複いたしますが、下段の囲み、網かけの部分ですね。こちらに記載しておりますとおり、COP15が12月7日から19日に、カナダのモントリオールで開催されまして、新たな国際目標が採択されております。この国際目標を受けまして、次期生物多様性国家戦略は、年度内に閣議決定見込みと聞いてございます。

東京都の地域戦略につきましては、次期国家戦略の策定を踏まえて改定することとしてございますので、本日、答申をいただけた場合、今後都で策定をするアクションプランと併せまして、最終的な東京都の生物多様性地域戦略として取りまとめまして、国家戦略の閣議決定後に改定、公表していきたいと考えてございます。

資料2-4の説明は以上でございます。

なお、パブリックコメント等を反映しました本文全体につきましては、資料2-1「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申案）」でございます。

また、前回の7月25日の当審議会でも御説明をさしあげました本文のポイントとなります事項を取りまとめた概要版につきましては、資料2-2「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申案）【概要版】」ということでお示しをしております。

事務局からの説明は以上でございます。

生物多様性地域戦略の改定についての答申（案）につきまして、よろしく御審議をお願い

いたします。

○石井会長 ありがとうございます。

本日議論をいたします答申（案）は、計画部会で了承いただいたものです。本審議会には、計画部会以外の委員の皆様もいらっしゃいますので、ただいまの報告を踏まえ、御意見のある方は挙手願います。

なお、大変恐縮ではございますが、時間の制約もありますので、御発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

それでは、お願いします。

それでは、小林委員、お願いします。

○小林（達）委員 御説明どうもありがとうございました。

私は7月に案が出た後に意見を3点出したのですが、それがどう検討されて反映されているのかがちょっと分からなかったので、1点だけ質問させていただきます。

私は規制部会に所属しております。その中で、一昨年、案件の中で絶滅危惧種として指定されているものが、大変多くの個体数の生息地が失われる、そういう案件がございました。その案件に関しまして、事業者とのやり取りの中で言われたことがございます。それは、事業者が言うには、私どもは絶滅危惧種と言われても、事前にそういうことが分かっているわけではないので対応しかねますというふうなことでございました。その上でやれることはやっていただいて、審議会も通っているわけですが、そういうふうに生物多様性の情報がやはり一般によく伝わっていないということがあります。

その中で検討を御提案したのが、生態系のレッドリストを考えてはどうかということでございました。東京都のレッドリストでは種のリストしかなくて、地域が分かるようなものはございません。もちろんそういう絶滅危惧種の保全ということを考えると、あまり細かい情報を入れることができないのは分かりますが、例えば、千葉県であるとか、あるいは大阪府であるとか京都府であれば、地域生態系のレッドリストも持っております。それを見れば大体どういうところが非常に生物多様性の保全上重要かというのが分かるように、事前に分かるようなことになっています。そういうことについての検討をしてはどうかという意見を出したのですが、そのことについての対応状況についてどうだったのかをちょっと御説明いただきたいと思います。

○石井会長 では、事務局、お願いします。

○青山緑施策推進担当課長 小林委員、御質問ありがとうございます。

小林委員からも自然審が終わった後、書面にて御意見を3件ほど頂戴してございまして、ただいまいただきました生態系のレッドリストの件でございますけれども、本文の中にも課題として記載しておりますとおり、東京都レッドリストは策定をして公開しているところでございますが、小林委員御指摘の生態系のレッドリストというものは今のところ公開をしていないというか策定できていないというのが現状でございます。

そのほかにつきまして、希少種以外の普通種の情報につきましても、実際、自然環境の情報については不足をしているということは十分承知しているところでございまして、その件につきましては、これからになるのですけれども、普通種を含めた生物種の情報を、東京都としてもこれから集約をしていきたいということを既に検討を始めているところでございます。御指摘の生態系のレッドリストをどうつくるかということにつきましては、今、千葉県、あと、大阪府のことを御紹介いただきましたので、そちらの作成の方法なども参考にしながら、今後どういう形で東京都版をつくっていけるかというのは検討していきたいと考えてございます。

○石井会長 小林委員、今の御説明でいかがでしょうか。

○小林（達）委員 これの中でいうと、今出ている資料の一番上の行と4番目と関係すると思うのですけれども、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

○石井会長 それでは、そのほかはいかがでしょうか。

それでは、佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 小林委員、大変貴重な御意見を改めてありがとうございます。

生態系のレッドリストという考え方は、非常に自然保護、生物多様性の保全をしていく上で大変重要な取組で、東京都としてはまだそれをつくっていくという段階までには来ていないところではないかというのが正直なところかと思います。ですが、こうした戦略の中で、やはりそうしたレッドリストをつくっていくための情報収集がまだ足りていないのではないかと。これからしっかりやっていくべきだということを委員の方々からも大変たくさんの御意見をいただきまして、そういった考え方をこれから反映していく一助になっていければと思っております。

今の時点ではここまでしか回答することができないのですけれども、大変貴重な御意見をいただいてありがとうございました。

以上です。

○石井会長 それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　鈴木です。

前部会長を務めておりました関係で一言申し上げますと、今回の答申（案）は非常に充実した内容で、ビジュアル的にもかなり分かりやすい内容になっていると思うのです。私から見ると、例えば、中学校とか高校の副読本ぐらいになるような非常に分かりやすい内容なので、やはりこういう難しい概念を一般の市民に伝えやすくするには、やはりこの答申（案）、もし答申が通りましたら、いろいろなところに配布して普及するように努力していただければと思います。

以上です。

○石井会長　では、続けて田尻委員、お願いします。

○田尻委員　田尻です。よろしくお願いいたします。

非常に分かりやすい資料になっていて、私も副読本とかそういったもので使ってもらえたらいいのかなと思ったのですが、そういった場合にも関連するのですが、答申案の137ページ以降に、行動方針ごとにいろいろな主体の取組例というのが書かれております。こちらが非常に具体的になっていて分かりやすいなという一方で、かなり具体的になっているので、これだけやればいいのだというふうに思われてしまわないかなというのが若干気になったので、より上位の考え方のようなものを示せないかなというふうに感じました。

具体的には、行動方針のところに何々が必要ですよというふうに書かれておりますので、この「何々のことが必要です」の部分で、例えば、「何々をすることに資する取組を進めます」とか、具体的に行動につながるような書き方をされたらよりよいのではないかなと感じました。

以上、ちょっとコメントになります。ありがとうございます。

○石井会長　そのほかはいかがでしょう。

今いただいた幾つかの御意見について、事務局のほうで何かコメントはありますでしょうか。

○青山緑施策推進担当課長　青山でございます。御意見、あと、コメントをありがとうございます。

鈴木委員のほうからは、いろいろな各主体のほうにきちんと配布してほしいという御要望でございました。これは私ども東京都自体が進める戦略というよりも、皆様には以前から御説明していますとおり、田尻委員からの御意見にも関連するのですが、いろいろな主体が取り組めるような中身、取組としてまとめさせていただいてございますので、できるだ

け多くの皆さんに御覧いただけるような周知方法をこれから考えていきたいと思っております。

あとは、田尻委員から、行動方針をいろいろ書いてあるけれども、これだけでよいと思われぬか少し心配があるという御意見でございまして、具体的な行動につながるような書き方がよいのではないかと御提案でございました。私どももこの行動方針につきましては、まだその具体的な行動、要はどのような行為をしたらいいかというところまではブレイクダウンしたものになってございまして、今後いろいろな一般の方々も含めて、どのような方々が具体的に、例えば、生物多様性を保全するために具体的に保全をするのか、保全地域に向かうのかとか、そこで活動するのか、あるいは消費行動、要は世界の生物多様性保全に向けて消費行動としてどんなことができるのか。そういったことを、より具体的なものをこれから普及啓発用に整理して発信をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

松岡課長、お願いいたします。

○松岡計画課長 改めまして、自然環境部計画課長の松岡でございます。

本日、東京都議会議員の原純子委員におかれましては御欠席ということでございますけれども、あらかじめ本件に関しまして意見をいただいておりますので、ここで読み上げさせていただきます。

答申（案）をまとめていただいた部会の皆様、ありがとうございました。

生物多様性の問題は気候危機対策と並んで、今、地球規模で取り組まなければならない緊急課題です。2019年の国連の報告書は、人間活動によって今後数十年間で、100万種の動植物が絶滅のおそれにあると指摘し、生物多様性の損失は人間にとっても世代を超えた地球規模での脅威となると述べています。今月開催された生物多様性条約第15回締約国会議COP15では、2050年までの自然と共生する社会の実現を目指し、陸海のそれぞれの30%以上健全な生態系として保全する「30by30」、企業活動が生物多様性に与える影響の把握、公表など、2030年までに達成すべき23項目の個別目標を掲げました。日本も東京都としても目指すべきものです。答申では、東京の生物多様性が抱える課題として、第1の危機、開発など人間活動による影響、第2の危機、自然に対する働きかけの縮小による影響、第3の危機、人により持ち込まれたものによる影響、第4の危機、地球環境の変化による影響とまとめていることが重

要だと思います。また、4章で将来像の実現に向けた目標と基本戦略が示してありますが、3つの基本戦略は大切な指摘です。問題は、東京の生物多様性が抱える危機をどう乗り越え解決していくのかということです。

特に重要だと思うことを述べます。

まず、ここで挙げられている危機を打開するためには、全庁を挙げた取組が必要だということです。そのために、具体的な都の条例改正も含めた対応が必要だと思います。環境確保条例を改正して、脱炭素化への取組を進めていますが、同様の対応が必要ではないでしょうか。

現在進行中の大型開発や道路計画の中には、貴重な環境を破壊して生物多様性の改革に逆行してしまうおそれのあるものが多くあります。東京五輪の会場の一つとしてカヌー・スラローム施設を葛西臨海公園内に建設する計画がありました。野鳥の会など見直しを求める声があり、すぐ近くですが、現在の場所に変更になりました。変更はしましたが、環境への影響を心配する声は続いています。環境省及び都のレッドリストにおいて絶滅危惧種として選定されているコアジサシなどの鳥類が施設整備エリアで観測されていた場所です。都の施設をこのような場所に造る計画は今後許されないと思います。そのための規制が必要です。

現在進行形の問題も幾つもあります。檜原村はその8割が秩父多摩甲斐国立公園ですが、ここに産廃焼却場を建設する計画があります。しかし、現在の環境アセスでは、ここに何ら歯止めをかけることはできません。市長会からは、特別緑地保全地区の指定を促進するため、財政支援の要望が出されています。都内の区市町村とも共同して、東京の貴重な生物多様性を確保する取組が進むようにしていただきたいと思います。

以上、意見とします。

以上でございます。

○石井会長　ありがとうございます。

それでは、そのほかは特によろしいでしょうか。

どうぞ。

○松岡計画課長　すみません。事務局的な話で、先ほど、委員の方でむさし府中商工会議所会頭の田中勝彦様が委員となられていて、本日は御欠席ということで八木様が代理で御出席なされておりますが、基本的に代理による出席というのは本審議会においては認められておりませんので、定足数の中からは除かせていただいておりますことをあらかじめ。すみません。先ほど申し上げればよかったのですが、この場を借りまして述べさせていただきます。

どうもすみません。よろしくお願いいたします。

○八木様 了解いたしました。

○石井会長 そのほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

この地域戦略にはいろいろ、まだ具体性は十分でないところもありますけれども、行動方針をはじめ非常に重要なことが書かれていますので、これを手がかりに、より具体的な施策につながるように進めていただければと思います。

それでは、御意見が出尽くしたようでございますので、ここで、皆様にお諮りいたします。

異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

「諮問第456号 生物多様性地域戦略の改定について」の答申（案）につきまして、本審議会として承認し、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議のある方は「異議あり」の御発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特に発言がありませんでしたので、「諮問第456号 生物多様性地域戦略の改定について」で皆様に御承認いただいた内容を、本審議会の答申として都知事に御報告させていただきます。どうもありがとうございました。

○青山緑施策推進担当課長 どうもありがとうございました。

○石井会長 それでは、諮問第456号については以上といたします。

続きまして、「諮問第475号（仮称）保全地域の保全・活用プランの策定について」の答申（案）の審議に入ります。

初めに、計画部会での審議経過につきまして、計画部会長より御報告をお願いします。

○佐伯委員 では、続きまして私から、保全地域の保全・活用プランの計画部会におけるこれまでの検討の経過等について御報告をいたします。

計画部会では、プランの構成や内容について、2022年・令和4年1月5日の諮問、計画部会への付託以降、これまで計4回にわたって議論を重ねてまいりました。保全地域というのは東京都が指定する保護地域のことですけれども、このプランでは、2050年までに約100ヘクタールの新規の指定を目指すという具体的な目標を掲げています。

また、保全地域の価値や魅力を向上させる方策、将来の目指す姿、その実現に向けた今後の取り組むべき施策などについても議論を行いました。希少種保全対策や生物多様性について画一的な管理ではなく、保全地域ごとの特性を踏まえていくことや、身近な自然として地域住民や都民に親しまれていくことなど、委員の皆様から幅広く意見をいただいたところです。

また、現地視察も行いまして、その際に保全地域のPRの工夫、モニタリング手法、現場活動での工夫などについても熱心な議論が交わされました。

その後、部会として取りまとめを行い、中間のまとめ案として本審議会に報告、さらにパブリックコメントを実施し、都民の方々からも貴重な御意見をいただきました。

こうした御意見や委員の皆様の御議論をいただきまして、一定の結論を得たものを、本日、答申（案）として報告をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井会長 ありがとうございました。

続きまして、パブリックコメント等の結果と答申（案）への反映について、事務局から御説明をお願いいたします。

○茂野緑環境課長 緑環境課長の茂野でございます。

画面のほうを共有させていただきます。しばらくお待ちください。

それでは、資料3-3で御説明いたします。「保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）以降の経緯について」という形になります。

1、パブリックコメントの結果でございます。保全地域の保全・活用プランにつきましても、先ほどの生物多様性地域戦略と同様、本年の7月26日から8月26日までの1か月、パブリックコメントを行いまして、17名、37件の御意見をいただいております。個人のほか、NPO、それからボランティア団体の方々、都の保全地域で実際に活動されているボランティア団体の方々からも御意見をいただいております。また、本審議会における各委員の皆様からも御意見をいただいております、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

2のところでは、こうした御意見の中から本プランへ反映した事項を記載しております。左側が反映した主な御意見の要旨、右側がその対応となっております。

まず1つ目は、新規指定の目標に関する御意見でございます。保全地域の指定につきましては、これまで2050年度までに約100ヘクタール程度の新規指定の目標を掲げておりましたが、プランの計画期間が2030年度という形になってございますけれども、これに合わせて具体的な目標が必要ではないかの御意見をいただいております。

こちらにつきましては、御意見を踏まえ、現在の目標を着実に達成するため、到達すべき、より短期的な目標が必要であるとの考えから、新たに、2030年度までに30ヘクタール程度の新規指定の目標を設定しております。

それから2つ目になりますけれども、プランの位置づけに関する御意見でございます。保

全地域を取組は、「生物多様性地域戦略」の核となることから、位置づけを明確にしたほうがよいといった御意見をいただいております。

本プランでは様々な施策を掲げてございますが、主要な施策の柱の一つに、将来、保全地域を生物多様性の拠点とすることを掲げていることから、保全地域の総合的なプランであると同時に、生物多様性保全の施策の一つとして位置づけることを明記してございます。

それから、3つ目と4つ目は、希少種・外来種対策に関する御意見でございます。保全地域内にある野生動植物保護地区を増やしていくことや、その普及啓発、また、希少種・外来種対策の実施主体の中心を政策連携団体が担う理由を記載したほうがよいとの御意見をいただいております。

御意見を踏まえまして、保護地区に関する普及啓発の取組や、都の政策に通じ、スムーズな事業実施が可能である政策連携団体の役割等を記載してございます。

パブリックコメントや審議会の各委員の方々の御意見としてプランに反映した主な事項は以上となります。

それから、3番目の今後のスケジュールでございますが、保全地域の保全・活用プランにつきましては、答申をいただいた後に、令和4年度以内に公表していく予定でございます。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井会長 ありがとうございます。

本日議論いたします答申（案）は、計画部会で了承いただいたものです。本審議会には、計画部会以外の委員の皆様もいらっしゃいますので、ただいまの報告を踏まえ、御意見のある方は挙手をお願いします。

なお、大変恐縮ではございますが、時間の制約もありますので、御発言はできるだけ簡潔にお願いいたします。

では、御質問、御意見をお願いします。

では、古城委員、お願いします。

○古城委員 会長、御指名いただきましてありがとうございます。

すみません、今回の策定と直接的にちょっと関連するものではない可能性があつて大変恐縮なのですが、43番の玉川上水と、あと、1番の野火止用水ということで、用水がもともと既に指定をされておるかと思います。特に玉川上水の点につきまして、東京都としては「未来の東京」戦略に「外濠浄化プロジェクト」というのがしっかり盛り込まれて、上流域の玉川上水から外濠まで、この水循環の視点であつたり、また、外濠の浄化、日本橋川の浄化と

いうところにつながっていく話なのですが、その上流域に当たる玉川上水域の関連で、今回新たに保全方針が示される中で、この策定の目的の一つに、多様な主体との連携、保全活動の担い手育成というところが示されております。これまでの既に指定されているエリアにおけるこうした多様な主体との連携、保全活動の担い手育成というところにより重点的に何か大きな変化があるものなのか、それとも、これまでどおり、引き続き、環境局さんのほうでこれまで御努力されている地域の皆様とのつながりというのが維持されていくものなのか。

すみません、ちょっとその辺、ちょっと感覚的なものになってしまって恐縮なのですが、この多様な主体との連携、保全活動の担い手育成というところで、特に用水の部分について教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石井会長 では、まとめてお答えいただくことにして、山崎靖代委員、お願いします。

○山崎（靖）委員 ありがとうございます。

こちらの保全地域の指定というのは、民有地というか個人の方が持っていらっしゃるところも入るのでしょうかということと、その場合、私も山林を所有しているのですが、ぜひお声がけをいただきたいというか、かなりこれをかけられると、例えば、林業をするには厳しくなってしまう部分もありますので、その辺はいかがかと思って御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井会長 では、ここままで、事務局のほうから御回答をお願いしてもよろしいですか。

○茂野緑環境課長 古城委員、御質問ありがとうございます。

特に用水というところにはなるのかもしれませんが、委員御指摘のとおり、本プランでは、多様な主体との連携というものを大きな柱の一つとして打ち出しております。保全地域につきましては、これまでもボランティアさんですとか地元団体の皆様と連携しながら、日常の維持管理、生物多様性に配慮した取組、こういったことについて協力しながら取組を進めておるところでございます。

また、ボランティアさんにつきましては、どのボランティア団体さんもそうなのですが、なかなか担い手不足ですとか高齢化の問題もあって、次の世代を担うその人材を育成していくことが課題であるといったところになってございまして、こうした問題につきましても、プランの中でも掲げてございますが、関心があってそういったボランティア活動の取組をしたいといった方々と、そういった人材を必要としているボランティア団体さんをマッチングするような仕組みも設けて取組を進めておるところでございますので、これまでも取組を進めているところでございますし、引き続きその連携をより深めて、保全地域でしっか

り維持管理ができるような仕組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、用水、特に玉川上水につきましては、こちらも地元の自治体さん、それから、そこで活動なさるボランティア団体さんと、年に1回ほどですけれども、今年も12月に開催させていただきましたが、協議会という形で日頃の情報交換などをさせていただきながら取組を進めているところでございます。

それから、山崎委員から御質問のありました民有地の指定が入るのかといったところでございますけれども、保全地域につきましては当然ながら民有地も入ってございます。ただ、指定に当たりましては、そこが本当に良好な自然地であって、都が保全すべき良好な自然地であるのかということを調査させていただきながら、あとそこを、いわゆる地元自治体さんですとかボランティアさんとの調整、あるいは御意見を踏まえて、保全地域に指定していくという形にはなると思います。

あと一方で、東京都のほうで保全地域に指定する場合には、一定の規模感というのも本プランの中では示させていただいてございますので、そういったものと合致していくということになれば、そういう可能性もあるかとは思います。

以上でございます。

○石井会長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○山崎（靖）委員 確認をさせていただければと思うのですけれども、この指定を受けたからといっても、いわゆる民有地である場合、固定資産税とかに関しては変わらないという、現状のままでという理解でよろしいのでしょうか。あとまた、何か言われたときにちょっとうちは困るという拒否というかお断りすることはできるのでしょうか。お願いします。

○茂野緑環境課長 指定につきましては所有者様の同意が必要となっておりますので、同意がない中で強引に進めるといったことはなかなか難しいのかなという形になってございます。

それから、指定された場合において、例えば、固定資産税の関係が、例えば、減免になるとかというものは、各市の状況によるところでございます。なので、中には減免といった取扱いをしている市さんもあるかと思います。

また、例えば、相続の関係でその評価が変わるのかということもあるかと思うのですけれども、その土地評価について影響を与えるものではございません。

○山崎（靖）委員 ありがとうございます。

○石井会長 では、古城委員、お待たせしました。お願いします。

○古城委員 茂野課長、御回答いただいてありがとうございます。

この用水の中でも玉川上水についてちょっと細かな話で恐縮なのですが、民有地というよりも、これまで指定をされているところは水道局が所管している管理用地の中の、いわゆる開渠の部分に当たるかと思います。したがって、水道局との連携というのが非常に大事になってくるのかなと考えるのですが、特に開渠の部分では深掘れの問題が非常に顕在化しているというか、地域の活動をされている方、また、環境団体さんからも御指摘があるかと思っています。したがって、河谷による深掘りの進行だとか、あと、流量が低下したりだとか、あと、水路の部分の上段の草木が繁茂している状況とか、いろいろどのように手を入れるべきものなのか、入れないほうがいいのか、いろいろその沿川、川の沿いによって様々な捉え方があろうかと思うのですけれども、その辺りの今後の整理といいましょうか、水道局さんとの協議になっていくのか、もしくは、環境局さんのほうでいろいろお進めいただくのか。ちょっとこの点だけ最後に御回答いただければと思います。お願いいたします。

○茂野緑環境課長 水路のほうの深掘りについては、水道局のほうで行っております。その水路を維持していくために深掘りをする必要があるのだろうなと思ってございます。水路は水道局が所管しているのですけれども、環境局としては、そこに樹木や草木が生えていることや、玉川上水は非常に長いものですから、そのエリアに沿ってどういう管理をしていくかを示す保全計画を定めています。地元の自治体さんとボランティアさんと相談させていただきながら、どういう管理の体制がいいのかというのを御相談させていただきながら、例えば、ここは木が伸びすぎて道路に出てしまっているという地元からの要望があれば、そこが水路であれば水道局がそういった話を聞きながら地元の意向に可能な限り沿うように剪定を入れたりですとか、そういった取組をさせていただいているところでございます。

○石井会長 では、古城委員、お願いします。

○古城委員 すみません、恐れ入ります。

既に指定の中で雑木林だとか小金井桜だとか、あと、その素掘りの水路について可能な限り現況を損なうことなく後世に伝えるように保存するというのが示されていますが、これは今後も変わらないという理解なのですが、そうした中で、今後、先ほど質問させていただいた冒頭の部分で、多様な主体との連携だとか保全活動の担い手のマッチングというお話もありましたけれども、どういうふうにかこの保全の在り方というのが議論されるということで、議論されていく可能性があるということでもよろしいでしょうか。

○茂野緑環境課長 引き続き地元のボランティアさんですとか、管理の主体を担っている水道局、あるいは地元自治体さん、また、庁内の建設局、そういったところと連携しながら、

よりよい保全地域の形を目指していくということには、委員のおっしゃっているとおりでございます。

○古城委員 ありがとうございます。

○石井会長 それでは、そのほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

先ほど小林委員が御指摘された生態系レッドリストのところの考え方は、やはりここそこというか、こことやはりオーバーラップするような概念だと思います。ですから、その辺、具体的にこういうところだと考えると分かりやすくなるかと思います。

それからもう一つ、生物多様性センター、自然史博物館のような施設の検討というのも先ほどの案件に入っていましたけれども、そういう施設もこういう場所でこそ生きるかと思うので、先ほどの生物多様性基本戦略と併せて考えていただくといいと思います。

それから、先ほど言い忘れたのですけれども、東京都の環境審議会というのも一つあって、そこで企画政策部会というのに私は出ていました。そこでも生物多様性センター的な施設が絶対に必要だということを申し上げて非常に賛同を得られたので、ぜひ計画調査の予算化も含めて具体的に考えていてほしいと思います。

以上です。

○石井会長 それでは、今いただいた御意見について、事務局のほうから何かコメントはありますか。

○茂野緑環境課長 鈴木委員、御質問いただきましてありがとうございます。

生態系レッドリストにつきましては、先ほど青山のほうからお答えさせていただきましたけれども、いろいろな情報を集めながら、保全地域につきましても多様な動植物がいるということでございますので、地域戦略のほうの方向性が出て、そういったものに合わせながら庁内全体で進めていくという形になっていくのかなと思ってございます。

それから、自然史博物館の話が出まして、これはまた後ほど青山のほうからお答えさせていただきますけれども、保全地域の中にあるところになると、あくまでその保全地域というのは貴重な自然地を守るエリアというところでございますので、その情報を酌み取りながら、ほかのエリアといいますか、そういったところでやっていくのがふさわしいのかなと考えてございます。

○青山緑施策推進担当課長 会長、すみません。青山のほうから、自然史博物館、生物多様

性センターの件でちょっと発言をさせていただければと思います。

鈴木委員、御意見ありがとうございます。

今、御意見いただいた自然史博物館、生物多様性センターにつきましては、先ほどの生物多様性地域戦略の御議論のときに説明させていただいたとおり、今年度から基礎的な調査をスタートしておるところでございます。ですので、継続して検討を進めていきたいと考えておりました、ただ、どういう規模になるのかとかどういう場所に設置をするのか。そういったことも含めてこれから本当に一から議論を始めるという状況でございますので、今後機会があればまた御報告さしあげたいと考えてございます。

以上でございます。

○石井会長 それでは、そのほかにいかがでしょうか。

須田委員、お願いします。

○須田委員 須田です。

私も今のいろいろな御意見を伺っておりましてちょっと考えのあるところがあったので発言させていただきます。

例えば、保全地域の中に横沢入の拠点施設は保全地域のエリア内に設置されていますよね。あれは保全地域の利活用を図るための拠点施設として設置されているわけで、それが可能であれば、保全地域の中に、例えば、その保全地域ないしはその保全地域全体のセンターとなるような自然史関係の施設を設置することもあながち不可能ではないかなというふうに思うわけです。ただし一方、横沢入の拠点施設も当初は保全地域の外に造っていただきたいということを要望したかと思うのですが、やはり保全地域はその自然環境を保全することが一義的にありますので、そことの兼ね合いという部分も十分検討すべきかと思いますが、その点、柔軟に考えていただいたほうが今後よろしいのではないかと思います。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、特によろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見はございませんか。

事務局のほうもよろしいですか。

○茂野緑環境課長 須田委員、御意見ありがとうございます。

保全地域については、自然地を守るということで工作物の設置などもなかなか難しいというのが現状でございまして、トイレも横沢入以外はないという状況でございます。いただい

た御意見は今後の参考とさせていただければと考えてございます。ありがとうございます。

○石井会長 それでは、そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、大体御意見が出尽くしたようでございますので、ここで、皆様にお諮りしたいと思います。

異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

「諮問第475号（仮称）保全地域の保全・活用プランの策定について」、この答申（案）につきまして、本審議会として承認し、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議のある方は「異議あり」の御発言をお願いします。

それでは、特に発言がありませんでしたので、「諮問第475号（仮称）保全地域の保全・活用プランの策定について」、これで皆様に御承認いただいた内容を、本審議会の答申として都知事に御報告させていただきます。どうもありがとうございました。

○茂野緑環境課長 ありがとうございました。

○石井会長 それでは、ただいま皆様に御了承いただきました答申9件、温泉案件7件、生物多様性地域戦略の改定、保全地域の保全・活用プランの策定、以上につきまして、オンライン上ではございますが、栗岡局長にお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

○栗岡環境局長 ありがとうございます。オンライン上ではございますけれども、答申につきまして、確かに受け取りました。ありがとうございました。

○石井会長 それでは、以上で、本日予定されていた全ての議事は終了しました。

これ以降につきまして、進行は事務局に引き継ぎたいと思います。

○松岡計画課長 委員の皆様、長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

それでは、ここで、環境局長栗岡より御挨拶を申し上げます。

○栗岡環境局長 それでは、改めまして、ただいま石井会長から9件の答申をいただきました。どうもありがとうございました。

温泉関係につきましては、温泉資源の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止の観点から、温泉部会において御審議いただきました。

また、生物多様性地域戦略の改定につきましては、国際的な潮流を捉え、地球規模の生物多様性にも配慮する視点を追加し、計画部会の委員と専門委員の皆様で構成する改定検討会において、3年間にわたり、様々な角度から精力的に御議論いただきました。人間活動の影響でこれまでにない速さで地球上の種が絶滅しており、生物多様性は今まさに危機的な状況でございます。

こうした状況を踏まえ、先日、カナダのモントリオールで開催されましたCOP15における合意文書でも、生態系の損失を止めて、回復に向かわせる緊急行動を取ることが採択されました。我々もこうした潮流を踏まえまして、東京において生物多様性の回復を目指す積極的な取組を行っていく必要がございます。

今回いただいた答申に基づきまして地域戦略を改定し、市内はもとより、都民の皆様、事業者の皆様とともに地域戦略に基づく取組を行うことによりまして、自然と共生する豊かな社会を目指してまいります。

保全地域の保全・活用プランにつきましては、計画部会の委員の皆様方には全4回にわたって、現地視察も含め様々な角度から精力的に御議論いただきました。本プランは、都内に残る貴重な自然地を将来にわたって残す保全地域の価値や魅力をさらに向上させるための初めての総合的なプランとなります。本プランの策定後は、行政だけではなく、ボランティア団体や企業、都民の方々と緊密に連携しながら、プランに掲げる施策に取り組み、プランの目標を実現してまいります。

最後に、石井会長をはじめ、委員の皆様方には、これまでの御尽力に改めて厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも東京都の自然環境行政につきまして、御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○松岡計画課長 事務局でございます。

最後に、事務局より御連絡させていただきます。

自然環境保全審議会における生物多様性地域戦略の改定、保全地域の保全・活用プランの策定に係る一連の御審議につきましては、本日をもって終了とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、改めて、長きにわたり、多大な御尽力、お力添えをいただきまして、本当にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○石井会長 最後に、石井でございます。

本日は活発な御審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、第152回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。